				［項を削る。］
第百十四条の二十六第一項第七号	［略］	［略］	［略］	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号
第百十四条の二十六第二項第六号	［略］	［略］	［略］	障害等級（平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

				八条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）第七十四条第一項第三号
			同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
			年月日	年月
第百十四条の二十六第一項第七号	［同上］	［同上］	夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫を除く。）	夫
第百十四条の二十六第一項第五号の二				平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号
第百十四条の二十六第二項第六号	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］